



3 きか 帰化

きか えいじゅうきよか おお ちが きか にほんこくせき しゅとく がいこくせき ひと にほんこくせき
帰化と、永住許可の大きな違いは、帰化とは日本国籍を取得することです。外国籍の人が日本国籍を
え きかしんせい ひつよう にほん にじゅうこくせき みと ほこく こくせき ほうき
得るためには帰化申請が必要で、日本では二重国籍を認めていないため、母国の国籍を放棄しなければ
なりません。そのため、法務大臣の許可を得なければならず、日本人と結婚したり日本人の養子になったり
ほうむだいじん きよか え にほんじん けっこん にほんじん ようし
することで、自動的に日本国籍に変わるということはありません。

きかしんせい かくち ほうほうむきよく きよか ざいりゅうしかく にほん こせき はい じゅうみんとうろく
帰化申請は各地方方法務局にします。許可されると在留資格はなくなり、日本の戸籍に入り、住民登録
せんきよけん けんり え にほんじん のうぜい きんろう ぎむ くわ もよ ちほうほう
や選挙権などの権利を得て、日本人としての納税、勤労などの義務をおいます。詳しくは最寄りの地方法
むきよく と あ てすうりよう ゆうりよう
務局に問い合わせましょう。手数料：有料